

## 第19回豊中市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年1月29日（水）午後4時から午後4時35分
2. 開催場所 豊中市役所第一庁舎2階大会議室
3. 出席委員 （14人出席、1人欠席）  
【会長】 辻 博美  
【委員】 今井 清 伊山 雅子 浦野 芳博 川上 幸雄  
住田 英二 中尾 常雄 中尾 祐子 西本 健一  
半田 益宏 伏田 清実 松尾 眞一 光久 修平  
山本 隆史  
【欠席委員】 高島 邦子
4. 議事日程 報告第58号 農地法第4条の規定による転用届出（専決分）について  
報告第59号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明について  
議案第14号 生産緑地に係る農業の主たる従事者説明について  
議案第15号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明について  
議案第16号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について  
その他
5. 農業委員会事務局職員  
事務局長 山本 貢司 副主幹（書記） 渡辺 和彦 書記 多田 和子
6. 会議の概要  
山本局長 ただ今から第19回豊中市農業委員会を開会します。豊中市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は辻会長にお願いいたします。  
議長 ただ今から第19回豊中市農業委員会を開会します。  
本日は14名の委員が出席され、定足数に達しておりますので、豊中市農業委員会会議規則により、本委員会は成立しています。  
議事録署名委員について、慣例により出席委員の中から名簿順に、光久委員と山本委員を指名します。  
次に、本日の議事日程を事務局から報告します。  
渡辺書記 <議事日程を報告>  
議長 次に、本日の資料の確認が事務局からあります。  
渡辺書記 <資料の確認>  
議長 それでは、ただ今から審議に入ります。  
日程第1、報告第58号、農地法第4条の規定による転用届出の専決分についてです。  
1番について、住田委員から報告願います。  
住田委員 1番について、報告します。  
届出人は庄本町●丁目の●さんです。  
本件の場所は庄内宝町●丁目で、12月23日に現地調査を行いました。

地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりました。以上、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、1月6日に受理通知書を発行したものです。

次に、日程第2、報告第59号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明です。

本件は農地の相続税の納税猶予を受けておられる方が、農地の利用状況について、3年ごとに税務署へ提出するために必要な証明です。

1番について、伏田委員から報告願います。

伏田委員 1番について報告します。

農業相続人は春日町●丁目の●さんです。

適用農地は、春日町●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

12月25日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおりで作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、1月10日に証明願を発行したものです。

議長 次に、日程第3、議案第14号、生産緑地に係る主たる従事者証明についてを議題とします。

1番について、事務局から説明願います。

渡辺書記 この証明は、生産緑地法の規定により、生産緑地を買い取り申出する場合に必要な証明です。申出理由が死亡または故障の場合に、その方が農業の主たる従事者であったことについて、農業委員会による証明が必要となります。

それでは、1番について説明します。

本件は、農業に従事する者の死亡で、生産緑地法第十条に該当するものです。

証明申出人は●さんで、父の●さんが亡くなられたことによる申出です。

申出地は、上野坂●丁目で地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

●さんは毎年、農業委員会に提出いただいている農地台帳申告書には農業経営主としての申告をされておりました。このことから、農業の主たる従事者の要件を満たしていると考えます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 地区担当の今井委員いかがですか。

今井委員 ただ今、事務局から説明がありましたとおり、申込事由の生じた●さんは農業の主たる従事者として農業経営に従事されていたことを報告します。

議長 ただ今の説明および報告について、ご意見ございませんか。

<異議なしの声>

議長 異議なしと認めます。1番について証明することに決定しました。

次に、日程第4、議案第15号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明についてを議題とします。

本件は、農業相続人が農業に従事し、農地の相続税の納税猶予制度の適格者であるとの証明願いです。本議案については、事務局からの報告に基づきご審議願います。

1番について、事務局から説明願います。

渡辺書記 1番について説明します。

農業相続人は桜の町●丁目の●さんです。納税猶予の適用を受けようとする農地は上野坂●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

1月16日に現地調査を行いました。今後も利用状況欄に記載のとおり農業を続けていきたいとのことで、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。

どうぞ、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議 長 地区担当の今井委員いかがですか。

今井委員 1番について報告します。

農業相続人の●さんは被相続人の●さんから農業経営を継承し、引続き農業経営を行っていくと聞いておりますので、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。

議 長 ただ今の説明および報告について、ご意見ございませんか。

<異議なしの声>

異議なしと認めます。1番について証明することに決定しました。

次に、日程第5、議案第16号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請についてを議題とします。

事務局から説明願います。

渡辺書記 議案書とともに、参考にお配りしております今年度の市民農園の募集案内をご覧いただければと思います。それでは説明します。

特定農地貸付けにより、個人が所有する農地を市民農園として開設するためには、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、農業委員会の承認を得る必要があります。

現在、開設されている農園のうち、2年前の令和5年（2023年）1月27日に開催されました第31回農業委員会にて承認され、開設されてきた農園につきましては、本年3月15日で期間が満了となります。

今回はこの時と比べまして1つの農園が閉園となっており、9農園、11名の方から承認申込がありました。

すべて土地所有者の農家の方が開設される市民農園で、利用対象者は市在住の人で1世帯1区画の申込になります。契約期間は農業委員会で承認を得た日から令和9年（2027年）3月15日までとなります。

その他、今回申請のありました農園の所在、地番、地目、面積、開設者の住所・氏名、農園名、予定区画数はそれぞれ議案書に記載のとおりです。よろしくご審議いただきますようお願いします。

議 長 閉園になった1つの農園はどこですか。

渡辺書記 緑丘B農園です。

議 長 ただ今の説明について、ご意見、ご質問などはございませんか。

<異議なしの声>

議 長 異議なしと認めます。本件について承認することに決定しました。

次に、その他案件としまして事務局からの報告をお願いします。

渡辺書記 <配布資料の説明>

議長 　ただ今の報告について、ご意見、ご質問などはございませんか。

　　＜異議なしの声＞

無いようでしたら、次に、次回の農業委員会の日程について、事務局から説明します。

多田書記 　次回の委員会の日程ですが、２月２８日（金）に開催したいと考えております。

開会は午後４時で、場所は豊中市役所第二庁舎３階大会議室です。

現地調査は午後２時３０分からとし、調査班は住田委員・松尾委員ですが、農地法第  
３条許可申請が提出された場合のみ実施します。

以上の日程で行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 　ただ今の説明のとおり、決定してよろしいでしょうか。

　　＜異議なしの声＞

議長 　それでは、次回の農業委員会と現地調査は、２月２８日（金）に決定しました。

これで本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。これをもちまして、本  
日の委員会は閉会します。ありがとうございました。

以上